

個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本科学技術協会（以下「本法人」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、当協会の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号。以下「法」という。）第2条の定めるところに準ずる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本法人の従業者に対して適用する。

2 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の目的に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 管理体制

(個人情報保護管理者等の責務)

第4条 個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）1名を置き、専務理事または常務理事をもって充てる。

(職員の責務)

第5条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定めを遵守するとともに、保護管理者の指示等に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(第三者の閲覧防止)

第6条 職員は、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、必要な措置を講ずるものとする。

(誤りの訂正等)

第7条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(廃棄等)

第8条 職員は、保有個人情報が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の廃棄を行わなければならない。

(教育)

第9条 保護管理者は、教育責任者を兼任するものとし、職員に対して個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、継続的に教育・啓発を行うものとする。

(苦情及び相談)

第10条 保護管理者は、個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

第3章 個人情報の取得

(個人情報の取得の原則)

第11条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(特定の機微な個人情報の取得・利用・第三者提供の禁止)

第12条 次の各号に掲げる特定の機微な個人情報については、これを取得し、利用又は第三者に提供してはならない。ただし、法令に基づく場合および本人の同意があり、かつ業務遂行上必要な範囲においてはこの限りではない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (4) 保健医療等

(取得の手続)

第13条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ、保護管理者に利用目

的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

(本人から直接個人情報を取得する場合)

第14条 本人から直接個人情報を取得する場合は、本人に対して次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

- (1) 個人情報の取得及び利用の具体的な目的
- (2) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その具体的な目的、受領者の組織の種類、属性等

(本人以外から間接に個人情報を取得する場合)

第15条 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条第1号及び第2号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第2号に従って、本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 個人情報の取扱いを委託される場合
- (3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合

第4章 個人情報の移送・送信

(個人情報の移送・送信の原則)

第16条 個人情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

- 2 個人情報の移送・送信をインターネットにより行う場合は、移送・送信先の確認を徹底するものとする。
- 3 個人情報を情報システム関連機器又は当該機器に関連する記憶媒体を用いて移送する場合は、厳格なセキュリティ対策を講じるものとする。

第5章 個人情報の利用

(個人情報の利用の原則)

第17条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の目的外利用)

第18条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第14条第1号ないし第2号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前に本人の同意を得るも

のとする。

2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の共同利用)

第19条 個人情報を第三者へ提供又は共同利用する場合は、保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の取扱いの委託)

第20条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、保護管理者の承認を得るものとする。

第6章 個人情報の第三者提供

(個人情報の第三者提供の原則)

第21条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

2 個人情報を第三者に提供する場合は、本人の同意を得るものとする。

3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、保護管理者の承認を得るものとする。

第8章 雑則

(規程の改定)

第22条 この規程の改定のほか、個人情報保護の事務処理に必要な事項は、保護管理者が起案し理事長が定めるものとする。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。